

京丹波町スポーツ協会地域スポーツ活性化事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京丹波町内の区において実施する、地域スポーツ活動の推進を図ることを目的として実施する事業に対し補助金を交付することについて定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象)

第2条 この補助金の交付対象となる事業は、区が実施する住民を対象とした、スポーツ・運動に関する事業（区民に広く呼びかけて実施する事業であり、特定のものを対象とした活動であってはならない。）とする。

2 前項の事業実施に係る必要経費を補助する。

(補助金額)

第3条 補助金額は、予算の範囲内において、1事業あたり5,000円を上限として補助する。

2 1区あたり年度内2回を上限とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、京丹波町スポーツ協会地域スポーツ活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ会長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、関係書類を審査のうえ、補助金の交付を決定し、京丹波町スポーツ協会地域スポーツ活性化事業交付決定通知（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 区は、事業が完了したとき、又は事業の決定に係る会計年度が終了したときは、京丹波町スポーツ協会地域スポーツ活性化事業実績報告書（様式第3号）により会長に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 会長は、前条の規定により実績報告があったときは、事業の実施状況を確認し、補助金を交付するものとする。

(報告)

第8条 区は、事業が予定の年度内に完了しない場合又は、事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、遂行の見通し等を書面にて報告し、その指示を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より適用する。

この規程は、平成31年4月1日より適用する。

この規程は、令和4年4月1日より適用する。